新潟県報道資料

新潟県

令和７年９月 11 日
福祉保健部感染症対策・薬務課

新潟県感染症情報（週報速報版）をお知らせします
（令和７年第 36 週：令和７年９月１日から令和７年９月７日まで）

※新潟県感染症情報は**「速報版」**であり、前週公表した数値と異なる場合があります。

●今週のトピック

◆新型コロナウイルス感染症に注意しましょう。（別紙１参照）

○定点あたりの報告数が全県で11.58（前週11.69）となっています。
季節性インフルエンザであれば注意報基準に相当する定点当たりの報告数10を超えています。
○感染対策としては、換気、手洗い・手指消毒、マスク着用が有効です。
○体調不良時は療養を優先し、多くの人が集まる会合への出席等を控えましょう。

◆百日咳に注意しましょう。（別紙２参照）

○今週の報告件数（保健所受理件数）は65件（前週69件）となっています。
○全国的にも感染者が多い状況となっています。
○令和７年の発生報告の年齢分布をみると、10 歳代前半の患者報告数が特に多くなっています。
○学校での感染や家庭内感染事例も報告されています。
○百日咳は、百日咳菌という病原菌によって起こされる感染症です。
○患者の咳やくしゃみなどのしぶきに含まれる病原菌によって感染します（飛沫感染）。
○飛沫感染予防のため、手洗い、うがい、咳エチケットを心がけましょう。
※有効な予防法は予防接種であり予防接種法に基づく定期接種が乳幼児期に行われています。ワクチン未接種もしくは３回接種が完了していない６か月未満の乳児で重症化しやすいことから、接種可能となる生後２か月を迎えたら速やかに５種混合ワクチンを接種できるよう早めの接種予約について医療機関と相談してください。

◆伝染性紅斑の定点当たりの報告数が国の示す警報基準を超えています。（別紙３参照）

○定点あたりの報告数が全県で2.27（前週2.53）となっています。
国の示す終息基準（定点あたり１）を下回るまで警報を継続します。
○頬に出現する紅斑を特徴とする、主に幼児や学童を中心に流行する感染症で、両頬がりんごのように赤くなることから「りんご病」と呼ばれることもあります。
○患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによって感染します（飛沫・接触感染）。
○10～20日の潜伏期間後に、頬に紅い発疹が現れます。続いて、手・足に網目状と表現される発疹がみられます。これらの発疹は１週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消失した発疹が短期間のうちに再び出現したりすることもあります。
○これまで伝染性紅斑に感染したことのない女性が妊娠中に感染した場合、胎児にも感染し、胎児の異常（胎児水腫）や、流産の原因となる可能性があります。
○基本的な感染対策（手洗い、咳エチケット等）を心がけましょう。アルコール消毒が効きにくいため、流水や石けんでこまめに手を洗い、自分専用のタオルで手を拭きましょう。

●定点報告

全県に警報を発令している疾病：伝染性紅斑

●全数報告

1類感染症	届出なし				
2類感染症	結核	２件	新潟市保健所管内	患者	90 歳代男性
			柏崎保健所管内	患者	90 歳代女性
3類感染症	届出なし				
4類感染症	Ｅ型肝炎	１件	新潟市保健所管内	患者	50 歳代男性

5類感染症	レジオネラ症	2件	三条保健所管内	患者	40歳代男性
			三条保健所管内	患者	90歳代男性
	急性弛緩性麻痺	1件	新発田保健所管内	患者	10歳未満男性
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1件	上越保健所管内	患者	60歳代女性
	侵襲性肺炎球菌感染症	1件	新潟市保健所管内	患者	90歳代女性
	梅毒	1件	新潟市保健所管内	患者	30歳代男性
	百日咳 ※下表参照	65件			

百日咳

	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	総計
村上保健所管内		1							1
新発田保健所管内		1							1
新津保健所管内		1						1	2
新潟市保健所管内	5	4	1		3	1	1	1	16
三条保健所管内									0
長岡保健所管内	5	3							8
魚沼保健所管内									0
南魚沼保健所管内	5								5
十日町保健所管内	2	1			1				4
柏崎保健所管内	2	1							3
上越保健所管内	7	11	1	4	1				24
糸魚川保健所管内	1								1
佐渡保健所管内									0
総計	27	23	2	4	5	1	1	2	65

次回は令和7年9月18日（木）発行予定です。

福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班
電話 025-280-5200 （内線 2594）

5類感染症定点把握対象疾患（週報届出分）地域振興局等管内別報告数　　令和7年第36週：9月1日から9月7日まで

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
インフルエンザ	実数	15	11			1	1					1			1
	定点当	0.27	0.61			0.20	0.17					0.50			0.25
新型コロナウイルス感染症	実数	637	221	63	24	37	68	18	18	50	29	28	24	17	40
	定点当	11.58	12.28	15.75	12.00	7.40	11.33	9.00	6.00	16.67	14.50	14.00	12.00	8.50	10.00
RSウイルス感染症	実数	38	11	2		5	6			4			3		7
	定点当	1.27	1.10	1.00		1.67	1.50			4.00			3.00		3.50
咽頭結膜熱	実数	8	2	1		1					2		2		
	定点当	0.27	0.20	0.50		0.33					2.00		2.00		
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	70	15	1		35	7	4					4	4	
	定点当	2.33	1.50	0.50		11.67	1.75	4.00					4.00	4.00	
感染性胃腸炎	実数	170	53	1		5	60	21	5		1	18		4	2
	定点当	5.67	5.30	0.50		1.67	15.00	21.00	2.50		1.00	18.00		4.00	1.00
水痘	実数	8	3	1		2						1			1
	定点当	0.27	0.30	0.50		0.67						1.00			0.50
手足口病	実数	14	3			2	1	7	1						
	定点当	0.47	0.30			0.67	0.25	7.00	0.50						
伝染性紅斑	実数	68	31	1		10	7	3	1	3		1	8		3
	定点当	2.27	3.10	0.50		3.33	1.75	3.00	0.50	3.00		1.00	8.00		1.50
突発性発疹	実数	13	5	1		2	4			1					
	定点当	0.43	0.50	0.50		0.67	1.00			1.00					
ヘルパンギーナ	実数	75	20	3		10	15	3				1	6	3	14
	定点当	2.50	2.00	1.50		3.33	3.75	3.00				1.00	6.00	3.00	7.00
流行性耳下腺炎	実数	1							1						
	定点当	0.03							0.50						
急性出血性結膜炎	実数														
	定点当														
流行性角結膜炎	実数	11	3	8											
	定点当	1.10	0.60	8.00											
細菌性髄膜炎	実数	1		1											
	定点当	0.08		1.00											
無菌性髄膜炎	実数	1		1											
	定点当	0.08		1.00											
マイコプラズマ肺炎	実数	10					2			3	2			2	1
	定点当	0.77					1.00			3.00	2.00			2.00	1.00
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	実数														
	定点当														
感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る）	実数														
	定点当														

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
急性呼吸器感染症	実数	3269	1341	125	35	525	281	112	105	50	142	163	25	243	122
	定点当	62.87	74.50	31.25	17.50	105.00	56.20	56.00	35.00	16.67	71.00	81.50	25.00	121.50	40.67

※新津は、新潟地域振興局管内（五泉市、阿賀町）

実数：指定届出機関（定点医療機関）からの患者報告の総数

定点当：実数を指定届出機関（定点医療機関）の総数で除したもの

5類感染症定点把握対象疾患（週報届出分）最近6週間の推移

令和7年第36週：9月1日から9月7日まで

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
インフルエンザ	実数	10	10	22	16	8	15
	定点当	0.18	0.20	0.41	0.30	0.15	0.27
新型コロナウイルス感染症	実数	304	379	423	658	631	637
	定点当	5.53	7.43	7.83	12.19	11.69	11.58

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
		2	3	1	1	3	5
		0.04	0.06	0.02	0.02	0.06	0.09
	13	46	53	73	49	203	200
	0.23	0.84	0.98	1.33	0.89	3.69	3.63

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
RSウイルス感染症	実数	23	37	33	30	23	38
	定点当	0.77	1.32	1.10	1.00	0.77	1.27
咽頭結膜熱	実数	9	8	7	10	7	8
	定点当	0.30	0.29	0.23	0.33	0.23	0.27
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	71	58	47	52	68	70
	定点当	2.37	2.07	1.57	1.73	2.27	2.33
感染性胃腸炎	実数	95	79	79	97	109	170
	定点当	3.17	2.82	2.63	3.23	3.63	5.67
水痘	実数	13	9	2	6	8	8
	定点当	0.43	0.32	0.07	0.20	0.27	0.27
手足口病	実数	8	16	9	7	10	14
	定点当	0.27	0.57	0.30	0.23	0.33	0.47
伝染性紅斑	実数	81	77	67	76	76	68
	定点当	2.70	2.75	2.23	2.53	2.53	2.27
突発性発疹	実数	10	11	6	9	7	13
	定点当	0.33	0.39	0.20	0.30	0.23	0.43
ヘルパンギーナ	実数	35	43	36	54	68	75
	定点当	1.17	1.54	1.20	1.80	2.27	2.50
流行性耳下腺炎	実数		2		2	1	1
	定点当		0.07		0.07	0.03	0.03
急性出血性結膜炎	実数						
	定点当						
流行性角結膜炎	実数	11	14	2	13	6	11
	定点当	1.10	1.40	0.20	1.30	0.60	1.10
細菌性髄膜炎	実数		1				1
	定点当		0.08				0.08
無菌性髄膜炎	実数		1	1	1	2	1
	定点当		0.08	0.08	0.08	0.15	0.08
マイコプラズマ肺炎	実数	7	24	9	9	15	10
	定点当	0.54	1.85	0.69	0.69	1.15	0.77
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	実数						
	定点当						
感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る）	実数						
	定点当						

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20歳以上
	10	27	1			
	0.33	0.90	0.03			
		8				
		0.26				
		29	32	7	2	
		0.96	1.06	0.23	0.07	
	8	94	49	9	2	8
	0.26	3.13	1.64	0.30	0.07	0.27
		3	3	2		
		0.10	0.10	0.07		
	1	9	3		1	
	0.03	0.30	0.10		0.03	
	1	30	35	2		
	0.03	1.01	1.18	0.07		
	5	8				
	0.16	0.26				
	8	54	12	1		
	0.27	1.80	0.39	0.03		
		1				
		0.03				
		3		1	1	6
		0.30		0.10	0.10	0.60
					1	
					0.08	
					1	
					0.08	
		2	4	3		1
		0.15	0.31	0.23		0.08

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
急性呼吸器感染症	実数	2989	2894	1953	2971	2903	3269
	定点当	57.48	60.29	38.29	58.25	56.92	62.87

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
	135	1105	662	307	124	532	404
	2.60	21.25	12.73	5.90	2.38	10.23	7.77

入院サーベイランス

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
インフルエンザ	実数	2	1	1	1	1	1
	定点当	0.15	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
新型コロナウイルス感染症	実数	24	30	46	70	65	51
	定点当	1.85	2.31	3.54	5.38	5.00	3.92

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
			1				
			0.08				
	1					6	44
	0.08					0.46	3.38

指定届出機関（定点医療機関）から報告の修正等があった場合、前週の感染症情報（週報速報版）で公表した数値と異なる場合があります。

別 紙 1

新型コロナウイルス感染症に注意しましょう。

～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1　流行状況

○　令和７年第 36 週の新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数は 11.58（前週 11.69）となっています。

○　季節性インフルエンザであれば注意報基準に相当する定点当たりの報告数 10 を超えました。

5類移行後の新型コロナウイルス感染症定点当たり報告数

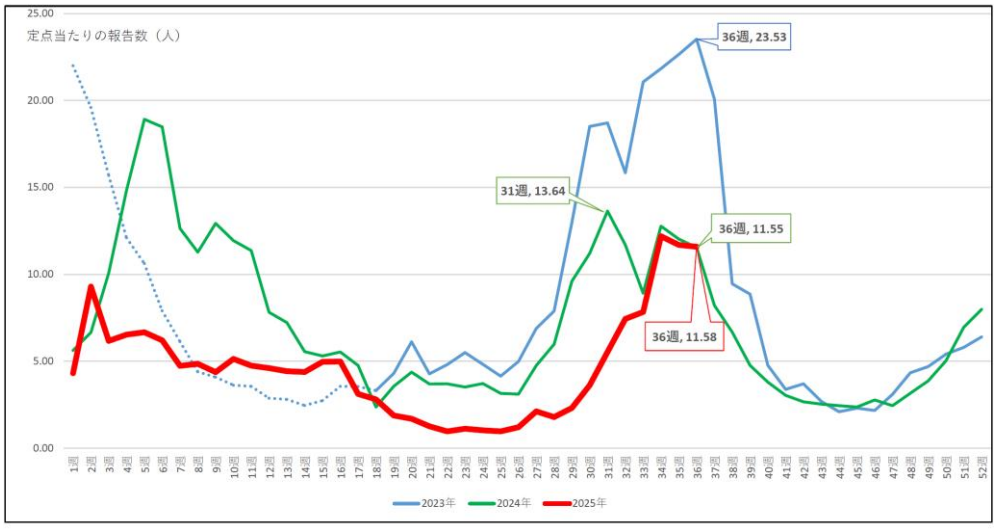

新型コロナウイルス感染症の定点報告は令和5年5月8日（令和5年第18週）から開始。
令和5年5月8日以前は全数把握のため、定点当たりの報告数は参考値として算出。

5類移行後の新型コロナウイルス感染症定点当たり報告数（入院患者）

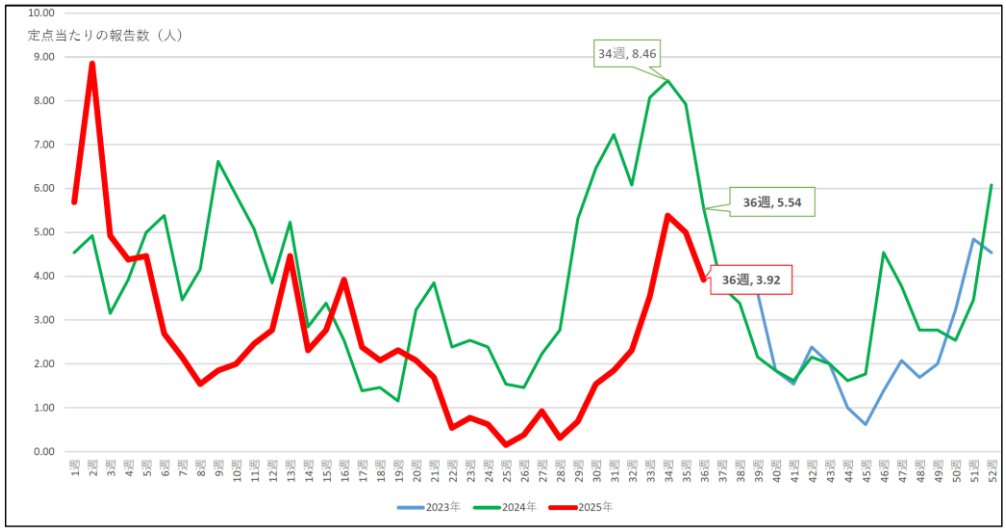

新型コロナウイルス感染症の入院定点報告は令和5年39週から開始。
基幹定点医療機関（13病院）からの報告を集計。

２　予防方法等

○　感染対策としては、換気、手洗い・手指消毒、マスク着用が有効です。
○　医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時は、マスクの着用等の感染対策を行いましょう。
○　体調不良時は療養を優先し、多くの人が集まる会合への出席等を控えましょう。
○　発熱や咳などの症状がある方は、登校／出勤はしないようにしましょう。
○　外出からの帰宅後は手洗いを徹底してください。
○　バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
○　二方向の窓を開放した換気を行いましょう。
○　基礎疾患のある方、高齢者、妊婦・褥婦等は重症化のリスク因子とされていますので、予防には特に注意してください。

３　感染した場合に外出を控えることが推奨される期間

○　発症日（無症状の場合は検査をした日）を０日として５日間
○　５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛み等の症状が軽快して 24 時間経過するまでは外出を控え様子を見ましょう。

４　学校保健安全法における扱い

○　発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

５　参考

○　新潟県「新型コロナウイルス感染症について」
　https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/corona-top.html
○　厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

別 紙 2

百日咳について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

１　百日咳とは

○　百日咳は、百日咳菌という病原菌によって起こされる感染症です。患者の咳やくしゃみなどのしぶきに含まれる病原菌によって感染します（飛沫感染）。

○　７～10 日程度の潜伏期間を経て、風邪症状がみられ、徐々に咳が強くなっていきます（カタル期：約２週間）。その後、短い咳が連続的に起こり、咳の最後に大きく息を吸い込み、痰を出しておさまるという症状を繰り返します（痙咳期:約２～３週間）。激しい咳は徐々におさまりますが、時折、発作性の咳がみられます（回復期：２～３週間）。

○　当県において現時点で入院治療等による医療機関のひっ迫は確認されていません。

２　予防方法

○　有効な予防法は予防接種であり、予防接種法に基づく定期接種が乳幼児期に行われています。なお、百日咳ワクチンの免疫効果は４～12 年で減弱するため、最終接種後、時間経過とともに既接種者も発症することがあります。

○　飛沫感染予防に、手洗い、うがい、咳エチケットを心がけましょう。

○　軽症でも菌の排出はあるため、予防接種をしていない新生児・乳児がいる場合は、感染に対する注意が必要です。

３　学校保健安全法における扱い

○　第二種感染症に定められており、特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

４　届出状況

○　百日咳については、平成 30 年１月１日より、診断した医師が全例を届け出ることとされました。（それ以前は定点医療機関からの報告）

届出数（件）	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年（第 35 週まで）※
新潟県	28	29	127	3,509
全国	496	998	4,052	72,703

※　令和７年８月 31 日現在（保健所届出受理週で集計）

○　令和７年の発生報告の年齢分布をみると、10 歳代前半の患者報告数が特に多くなっています。

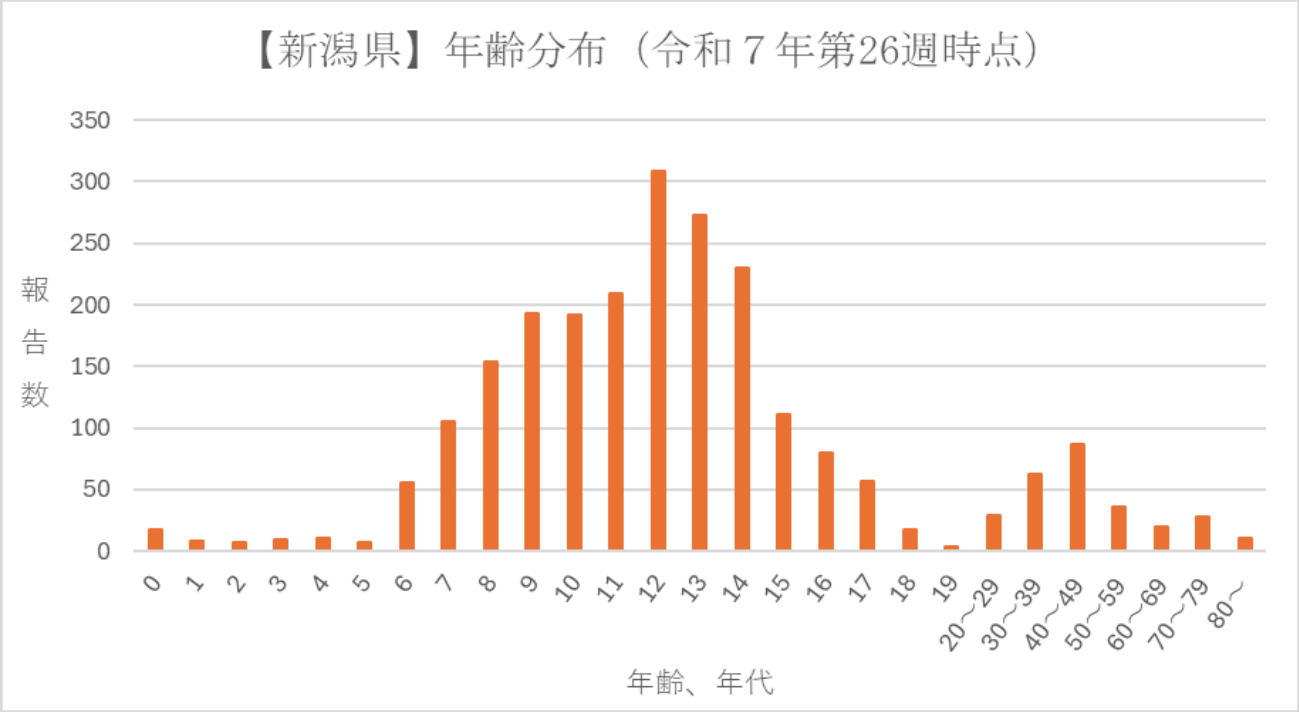

別 紙 3

警報発令中

伝染性紅斑について

～警報を発令しています～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

１　流行状況

○　令和７年第 36 週の感染症発生動向調査において、伝染性紅斑の定点当たり報告数は全県で 2.27（前週 2.53）となっています。

○　国の示す警報終息基準（定点当たり１）を下回るまで警報を継続します。

２　伝染性紅斑とは

○　伝染性紅斑は、頬に出現する紅斑を特徴とする、主に幼児や学童を中心に流行する感染症です。両頬がりんごのように赤くなることから「りんご病」と呼ばれることもあります。

○　原因は、ヒトパルボウイルス B19 によるもので患者の咳やくしゃみにより排泄されるウイルスから感染します。

○　10～20 日の潜伏期間後に、頬に紅い発疹が現れます。続いて、手・足に網目状と表現される発疹がみられます。これらの発疹は１週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消失した発疹が短期間のうちに再び出現したりすることもあります。

○　これまで伝染性紅斑に感染したことのない女性が妊娠中に感染した場合、胎児にも感染し、胎児の異常（胎児水腫）や流産の原因となる可能性があります。

３　伝染性紅斑が疑われる場合は

○　熱や倦怠感が出現した後に発疹が出るなど、伝染性紅斑を疑う症状がある場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

４　予防方法

○　患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによって感染（飛沫・接触感染）する感染症のため、基本的な感染対策（手洗い、咳エチケット等）を心がけることが大切です。

○　アルコール消毒が効きにくいため、流水や石けんでこまめに手を洗い、自分専用のタオルで手を拭きましょう。

○　妊娠中または妊娠をしている可能性がある人は、伝染性紅斑の患者や、風邪症状がみられる方との接触をできる限り避けるよう注意してください。

５　学校保健安全法における扱い

○　学校保健安全法には明確に規定されていません。登校登園については、医師の指示に従ってください。

６　参考

○　伝染性紅斑（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/fifth_disease.html

○　伝染性紅斑（国立健康危機管理研究機構　感染症情報サイト）
https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ta/5th-disease/010/5th-disease.html

保健所・疾患・施設種別　感染症集団発生等報告数（第36週）

令和7年9月1日～令和7年9月7日

インフルエンザ	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設（施設数）	1												
老人福祉施設（施設数）													
障害福祉サービス事業所／身体障害者社会参加支援施設（施設数）													
保護施設（施設数）													
その他の施設（施設数）													

新型コロナウイルス感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設（施設数）					1	1		1			2		
老人福祉施設（施設数）	3	2			1			1					1
障害福祉サービス事業所／身体障害者社会参加支援施設（施設数）							1	1					
保護施設（施設数）													
その他の施設（施設数）													

感染性胃腸炎	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設（施設数）	1						1	1					
老人福祉施設（施設数）													
障害福祉サービス事業所／身体障害者社会参加支援施設（施設数）													
保護施設（施設数）													
その他の施設（施設数）													

その他の感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設（施設数）			2	2	1	7		3	1		2		1
老人福祉施設（施設数）													
障害福祉サービス事業所／身体障害者社会参加支援施設（施設数）													
保護施設（施設数）													
その他の施設（施設数）													

※その他の感染症：風邪症状、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、流行性角結膜炎、下痢、嘔吐

○ 報告の要件

ア　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合